

定例監査の結果

1 監査の期間

令和4年11月9日から令和4年12月23日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会事務局 学校教育課、生涯学習課

ふれあいセンター3施設（中央・室場・三和）

地域交流センター（きら市民交流センター）

小学校8校（西尾・花ノ木・西野町・米津・中畑・寺津・福地北部・白浜）

中学校2校（平坂・一色）

義務教育学校1校（佐久島しおさい）

(2) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において重点項目とした現金収納に係る事務処理について、西尾市予算決算会計規則等の規定に基づき適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

また、小・中学校及び義務教育学校については、訪問監査を実施し、施設管理や防災対策等の確認及び関係諸帳簿の検査を行い、ふれあいセンター及び地域交流センターについては、チェックシートによる現場審査と現金の収納方法やつり銭等の管理について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 学校教育課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(7) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあつた。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(イ) 50万円を超える契約において、予定価格書を作成していないものや、予定価格を決裁しているものがあつた。

【契約規則第13条】

(ウ) 契約書において、保証金の記載がなく、契約書（案）に添付されている仕様書及び約款が添付されていないものがあった。【契約規則第 27 条】

(エ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書に定められた作業責任者等及び作業場所に関する届の提出がないものがあった。

【個人情報の取扱いに関する特記仕様書第 3 条、第 4 条】

(オ) 契約書で定められた検査を行っていないものがあった。

【外国にルーツを持つ子どもに対する就学支援事業委託契約書第 6 条】

(カ) 業務委託契約において、実績報告書の提出がないものがあった。

【サタデープラン推進事業委託契約書第 7 条】

(キ) 業務委託契約に係る検査調書において、検査職員を任命せずに検査結果を通知しているものがあった。【物品・役務の契約事務の手引き】

(ク) 請書において、収入印紙の貼付もれがあった。【印紙税法】

イ 産業医に報酬が支払われていたが、委嘱ではなく委託契約が締結されていた。

【地方自治法第 203 条の 2】

ウ 個人情報の管理において、保管する必要のない債権者登録・口座振替申出書の写しが保管されていた。【個人情報保護条例第 5 条】

エ 教育委員会の後援名義使用において、事業実施報告書の提出がないものがあった。

【教育委員会共催等名義使用承認及び教育委員会賞交付に関する取扱要綱第 7 条】

オ 特別支援教育推進委員会委員の委嘱事務において、委嘱手続きを行っていなかった。

【特別支援教育推進委員会設置要綱第 3 条】

(2) 生涯学習課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 契約締結伺いにおいて、1 者と随意契約を締結する理由の記載がないものがあった。【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号】

(イ) 50 万円を超える契約において、予定価格書が封かんされていないものや見積徴収伺いにおいて、予定価格書を添付して決裁しているものがあった。

【契約規則第 13 条】

(ウ) 工事請負契約において、工事完了後、直ちに完了通知を提出させていないものがあった。【契約規則第 44 条】

(エ) 印刷製本契約において、印刷物の納品があった際に、納品書の提出を受けていないものがあった。【印刷製本契約約款第 17 条】

(オ) 業務委託契約に係る検査調書において、検査職員を任命していないにもかかわらず検査結果を通知しているものが散見された他、検査結果を通知せず保管しているものがあった。【物品・役務の契約事務の手引き】

(カ) 委託業務の完了届（実績報告書）において、収支報告書に記載もれがあるにもかかわらず受理しているものがあった。【業務委託契約約款第13条】

(キ) 契約書で定められた業務終了報告書の提出がないものがあった。【産業廃棄物処分委託契約書第7条】

イ 個人情報の管理において、保管する必要のない個人番号通知カードの写しが保管されていた。【個人情報保護条例第7条の2】

ウ 補助金交付事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 補助金交付申請に必要な会員名簿が添付されていなかった。【PTA連絡協議会活動費補助金交付要綱第5条】

(イ) 補助事業が完了したにもかかわらず、30日以内に実績報告書の提出を受けていないものがあった。【社会教育関係団体活動費補助金交付要綱第9条】

(3) ふれあいセンター

ア 中央ふれあいセンター
なし

イ 室場ふれあいセンター
なし

ウ 三和ふれあいセンター
なし

(4) 地域交流センター

ア きら市民交流センター
なし

(5) 小・中学校及び義務教育学校

ア 契約事務において、合理的な理由がないにもかかわらず、委託業務を分割して発注しているものがあった。【地方自治法第2条第14項】

イ 寄附採納において、私費会計で処理しているものがあった。【地方自治法第210条】

ウ 公印の使用において、公印使用簿に所要事項を記載せずに使用しているものや決裁文書を保管者に提示せずに使用しているものがあった。【教育委員会公印規則第8条】

エ 物品管理事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(7) 備品台帳に登録がないものや登録事項に不備があるものがあった。また、台帳に登録されている物品について、現物が確認できないものがあった。

【財産管理規則第36条の2及び物品管理要綱第23条第2項】

(イ) 郵便切手の出納について、受払簿の記入誤りにより切手の実枚数と受払簿の残数が一致しないものがあった。【物品管理要綱第10条】

(ウ) 寄附採納物品について、寄附申出書により寄附採納すべきところ、寄附申出書の提出なく寄附採納したため、物品等の詳細や寄附目的が明確でないものがあった。

【R2.12.3付 財政課主幹通知 寄附採納に係る事務取扱いについて】

(エ) 旧佐久島小学校など廃止により使用しなくなった公印について、教育庶務課長に引き継いだにもかかわらず備品登録をしていなかった。

【教育委員会公印規則第6条】